

令和8年度学校警備員(登録者)(会計年度任用職員)募集要項

1 職名

学校警備員(登録者)

2 募集期間

採用予定日	募集期間
令和8年5月1日	令和8年3月6日(金曜日)～令和8年3月23日(月曜日)
令和8年6月1日	令和8年3月24日(火曜日)～令和8年4月20日(月曜日)
令和8年7月1日	令和8年4月21日(火曜日)～令和8年5月18日(月曜日)
令和8年8月1日	令和8年5月19日(火曜日)～令和8年6月22日(月曜日)

3 募集方法

目黒区ウェブサイトへの募集記事掲載

4 募集人数

4名程度

5 選考方法

書類審査・作文・面接

○第一次選考 書類審査・作文

○第二次選考 面接(第一次選考合格者のみ。おおむね募集締切り翌月上旬)

6 応募資格

資格・国籍・年齢の要件は設けていません。

(国籍は問いませんが、日本語で業務ができるかた。また、子どもに対する性犯罪の防止に関する法令(「子ども性暴力防止法」及び関係法令・条例を含む。)の趣旨を十分に理解し、子どもの安全確保と権利の尊重を最優先に、当該趣旨に即して適切に職務を遂行できるかた。)

なお、下記(1)～(4)のいずれかに該当するかたは受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法(昭和22年法律第49号)に定める労働時間(1日8時間又は週40時間)を上回ることとなる者

また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に2つ以上兼ねることはできません。

7 職務内容

区立小中学校に所属する学校警備員が休暇取得等のため勤務しないときに、代わりに学校警備業務に従事します。機械警備校の警備及び来校者の対応など、学校長の指揮監督に基づき、概ね次のような業務を行います。

- ① 火災、風水害、盗難等の事故防止、発見及び警戒等必要な措置
- ② 漏水、漏電、ガス漏れ等学校内施設・設備の破損等に対する必要な措置
- ③ 校舎、プール等学校施設内への無断立ち入り者への適切な措置
- ④ 来校者や電話による用件に対する適切な処理
- ⑤ 学校施設利用者・団体に対する必要な処理
- ⑥ 工事・修理・清掃等業者への必要な処理

- ⑦ 郵便物、教材具等物品の收受及び保管
- ⑧ 防災にかかわる必要な措置
- ⑨ 機械警備システムに必要な措置
- ⑩ その他教育環境の保全、児童・生徒の安全に必要な措置

なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。

8 職務系又は職種 技能系

9 雇用期間

各採用予定日から令和9年3月31日まで。

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

10 勤務日数

年120日以内

採用予定日	勤務日数
令和8年5月1日	令和9年3月31日までのうち110日以内
令和8年6月1日	令和9年3月31日までのうち100日以内
令和8年7月1日	令和9年3月31日までのうち90日以内
令和8年8月1日	令和9年3月31日までのうち80日以内

※随時、勤務の必要が生じた学校から、登録者に勤務依頼の連絡をします。登録されている場合でも必ず勤務があるものではないことをあらかじめご承知おきください。

11 勤務時間

(1) 平日型(月曜日～金曜日、学校行事日等)の勤務時間

午後3時30分から午後9時30分まで(休憩時間1時間 実勤務時間5時間)

(2) 土日型(土曜日・日曜日、祝日、学校行事の振替休業日等)の勤務時間

午前8時30分から午後9時30分まで(休憩時間1時間30分 実勤務時間11時間30分)

(3) 休憩時間

休憩時間の割振りについては、学校長が定めます。勤務の性質上、休憩時間中も学校を離れることはできません。

12 勤務場所

区立小学校・中学校

なお、区立小学校・中学校は、敷地内全面禁煙です。周辺道路を含めて喫煙することはできません。

※勤務依頼のあった各学校で勤務します。初めて勤務する学校では、事前に業務内容の説明等を受けていただく場合がありますが、この場合の報酬等は支払われません。

13 報酬額等

時給約1,470円(地域手当相当額を含む。)

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額等を支給します。

報酬の支給日は、毎月15日(実績払い)です。ただし、15日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

14 服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定(信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等)が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

15 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法または特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

16 社会保険等の適用

随時勤務かつ年間平均の週勤務時間が20時間未満と見込まれるため、厚生年金、健康保険、雇用保険の適用はありません。

17 応募方法

(1)提出書類

ア 履歴書(6月以内の撮影写真添付)

イ 作文

・テーマ「学校警備員(登録者)としてどのように働くか」

・文字数 800字程度

・400字詰め原稿用紙を使用

※ご提出いただいた書類は返却いたしません。

(2)提出期限

「2 募集期間」に記載の期間内必着

(3)提出方法

封筒に「学校警備員(登録者)」と明記し、履歴書と作文を、教育政策課教育人事係へ郵送又は持参してください。

18 郵送先・問い合わせ先

郵便番号153-8573

目黒区上目黒二丁目19番15号

目黒区教育委員会事務局 教育政策課 教育人事係

電話番号 03-5722-9303(直通)

受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時00分まで

以 上